

平成 2 7 年度 第 1 回

日進市国民健康保険運営協議会議事録

平成 2 7 年 1 0 月 1 日 (木)
中央福祉センター 2 階多機能室

【出席委員】

西 田	千 草
田 島	充 江
萩 野	知華江
水 野	榮 二
金 山	和 広
田 村	一 央
田 中	八 隆
出 原	美 和
岩 月	ミサヲ

副 市 長	
【事 務 局】健康福祉部長	
健康福祉部参事	
健康福祉部保険年金課長	
主幹	
課長補佐	
係長	

青 山	雅 道
山 中	和 彦
加 藤	利 秋
萩 野	一 志
宇佐美	香津美
石 原	直 樹
大 滝	俊 朗

《議事》 開会 13時30分

事務局 (課長)	定刻となりましたので、ただ今から平成27年度第1回日進市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 本日は、委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、保険年金課長の萩野と申します。よろしくお願いします。それでは、協議会の開催にあたりまして、副市長の青山からご挨拶を申し上げます。 (副市長、あいさつ)
事務局 (課長)	続きまして、委嘱書の授与に移ります。本来であれば、お一人お一人にお渡しするところですが、時間等の都合によりお手元に配布させていただきましたので、ご了承をお願いします。 次に、新たな任期の第1回の協議会ですので、別添委員名簿の順に委員の皆様からお名前等自己紹介をお願いいたします。 (被保険者代表→保険医代表→公益代表)
事務局 (課長)	ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 (部長→参事→課長→主幹→補佐→係長 自己紹介)
事務局 (課長)	協議会を始める前に事務局より3点報告をさせていただきます。 1点目は、本協議会の役割等概要を別添、日進市国民健康保険条例及び協議会規則に沿って説明させていただきます。本協議会は、被保険者代表、保険医代表、公益代表がそれぞれ3名、合計9名で構成しており、保険税、保健事業等、国民健康保険の運営全般に関する事項に関し協議をいただく会でございます。 2点目は、本日の出席者についてですが、本協議会の成立要件である、協議会規則第6条に規定する委員定数の過半数の者の出席及び、各代表の委員の1名以上の出席に関しましては、いずれも満たしていることをご報告申し上げます。 3点目は、本日は、傍聴希望者は、おみえになりません。 以上で報告を終わらせていただきます それでは、これより議事に移りますが、本日の協議会については、発言

	者のお名前は匿名とさせていただきます、市のホ - ムペ - ジで公表させていただきますのでご了承をお願いします。 議事の進行につきましては、会長が選任されるまでの間は、部長の山中が務めさせていただきます。
部 長	次に次第 2、会長及び会長職務代理者の選任についてお諮りします。方法等について事務局より説明をお願いします。
事務局 (課長)	これにつきましては、国民健康保険法施行令により、公益を代表する委員の中から選任することと定められており、本協議会におきましては、田中委員、出原委員、岩月委員の 3 名の中から、会長及び会長職務代理者を選任することとなります。
部 長	それでは、はじめに会長の選任について、ご意見はございませんか。
委 員	前期も会長をされました、田中委員を推薦します。
部 長	他にご意見はございませんか。
委 員	(意見なし)
部 長	田中委員を推薦するという意見がございましたので、お諮りさせていただきます。田中委員を会長に選任することについて、賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	(挙手多数)
部 長	ありがとうございました。賛成多数ですので、田中委員を会長に選任することに決定しました。それでは、田中会長、会長席にお移りください。 (会長、席移動)
部 長	それでは、田中会長からご挨拶をお願いします。 (会長、あいさつ)

部 長	ありがとうございました。以後の議事進行は田中会長にお願いします。
会 長	それでは、会長職務代理者の選任をお諮りします。ご発言はございませんか。
委 員	前期も会長職務代理をされました、出原委員を推薦します。
会 長	他に、意見はございませんでしょうか。
委 員	(意見なし)
会 長	出原委員を推薦するという意見がございましたので、お諮りします。出原委員を会長職務代理者に選任することについて、賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	(挙手多数)
会 長	ありがとうございました。賛成多数ですので、出原委員を会長職務代理者に選任することに決定しました。
事務局 (課長)	出原会長職務代理は、指定の席へのご移動をお願いします。 (出原会長職務代理席移動)
事務局 (課長)	田中会長に、引き続き議事進行をお願いします。
会 長	次に次第 3、本日の議事録署名者についてですが、規則第 9 条の規定により議長が指名することとなっておりますので、萩野委員、西田委員にお願いします。
事務局 (課長)	次に次第 4 の議題 (1) 国民健康保険法の規定により「日進市国民健康保険税について」、市長から諮問書が提出されておりますので、会長にお渡しをさせていただきます。 (副市長 → 会長)

事務局 (課長)	ここで、副市長は他に公務がありますので、会議の途中で恐縮ですが、退席をさせていただきます。 (事務局、諮問書の写しを配布)
会 長	それでは、次第４の議題（１）諮問事項の「日進市国民健康保険税について」事務局から説明をお願いします。
事務局	まずは、平成２６年度国民健康保険の概要、過去からの決算の推移及び今後の見込み、歳入、歳出に関する対策、平成３０年度国保県単位化の動きなどについて説明をさせていただき、一旦、ご質問を頂いた後、保険税について、本市の状況や他市町の状況を説明させていただきます。 (諮問書の朗読を含め、別添の資料に沿って説明)
会 長	国保財政の状況等について説明がありましたが、ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	保険税の限度額を、国の基準どおりに実施している県内市町村はどれくらいありますか。
事務局	限度額は国が定めており、国の基準は８５万円（医療５２万、後期１７万、介護１６万）です。日進市は現在、７７万円で運用しております。県内３８市中、２３が国基準のとおり８５万円、８市が前年の基準である８１万円となっております。
委 員	今後、国・県の補助金等の増額はありますか。また、収入を増やす対策はありますか。 それから、繰入金とはどのようなものか教えてください。
事務局	国、県の補助金、社会保険支払基金からの交付金については、加入者数や医療給付費の状況により決定されるものが大半を占めており、対策を取ることが難しいのが現状であります。繰入金の増額が考えられますが、繰入金に関しては、一般会計繰入金と、基金繰入金の２つに大きく分けることができます。基金に関しては、平成２６年度末で、１億円強、積みまれており、先ほど説明しましたとおり、２７年度への繰入を予定して

おります。一般会計繰入金に関しては、出産育児一時金への補填等の法定の繰入と、いわゆる保険税の不足分などを補填するために繰入する法定外の繰入があり、法定外の繰入に関しては、平成14年度以降、3億1千4百30万円を固定額で繰り入れを行っています。平成26年度までは、前年からの繰越金と固定の繰入を行ってききましたが、給付の伸びや保険税の減少がある中で全体の決算が悪くなってきています。

委員 保険税について、低所得者への配慮はあるのでしょうか。

事務局 現在、国保税に関しては、国が限度額を、H25年度が77万円から、平成26年度が81万円、H27年度が85万円と毎年引き上げる一方で、人数にかかる均等割、世帯に係る平等割は、2割5割の軽減の対象者を26、27年度の2年連続で拡大しています。国も支払の能力に応じた保険税負担の枠組みを示しています。併せて、日進市は2割5割7割の軽減対象者に独自の上乗せで、0・5割の軽減を実施していることから、低所得者への配慮は行われているものと考えています。

委員 一般会計からの繰入金は、増額できないのでしょうか。

事務局 一般会計からの繰り入れに関しては、国民健康保険は、独立した特別会計となっていることから、被保険者に応分の負担を頂く中で、不足が予測されれば、検討させていただきたいと考えております。

委員 県単位化後の窓口や保険税は、どのようなになるのでしょうか。

事務局 県単位化とは、財政の基盤を強化していこうとするものです。平成30年の県単位化以後の事務についてですが、給付や資格管理などの窓口での手続きは、引き続き市町村で実施することとなります。保険税に関しては、各市町村ごとの被保険者の年齢構成や所得状況、給付の状況などにより県が標準保険料率を示すので、それを参考に市は保険税を賦課徴収し、市は県へ納付金を納めることとなります。そして、県は保険給付に必要な費用を市に交付するという流れになります。日進市は、他の市町に比べ、保険税が低く所得に対する負担率が低いので、県の示す標準率との乖離が生じることが考えられます。

会長 他にはありませんでしょうか。

委 員	(意見なし)
会 長	ありがとうございました。続いて、本市の保険税の状況や他市町の状況について、説明をお願いします。
事務局	(別添の資料に沿って説明)
会 長	只今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委 員	保険税の改定を行うと、一世帯あたりの保険税にどのような影響があるのでしょうか。
事務局	一世帯あたりの保険税につきましては、現在、試算ができておりませんので、具体的な事例を想定する中で、次回改めてお示しをしたいと思います。
会 長	他にはありませんでしょうか。
委 員	(意見なし)
会 長	ありがとうございました。ここで、資料と本日の質疑から、各委員より国民健康保険税の改定の必要性に関しご意見を頂きたいと思います。
委 員	深刻な状況にあることがわかりましたので、税額を上げることには賛成します。
委 員	赤字では税額を上げざるを得ないと思います。
委 員	赤字の状況では止むを得ないと考えます。
委 員	日進市は、他の市町に比べて保険税が低いので、引き上げは止むを得ないと考えます。また、急激に保険税が上がるより、30年度に向けて少しずつ上げたほうが良いと思います。
委 員	今回のことは、市議会で議論されているのでしょうか。

事務局	9月議会で取り上げられ、危機的な状況であることは認識されています。今後、最終的に条例改正となると、議会で議論することになります。
委員	この流れからすると、税額を上げるしかないですね。
委員	支出を減らす方法はないのでしょうか。例えば、中高生の医療費補助をなくしたとしても影響はないのでしょうか。
事務局	平成20年度から、中学生までの医療費無料化を行っていますので、実証する数値は取れませんが、少なからずは影響があると思います。
委員	社会福祉の面からは良いのかもしれませんが、負担ばかり増えるのではなく支出を減らす努力も必要だと思います。
委員	現状を見せていただき、ある程度の税額を上げることは止むを得ないと思いますが、もう少し早い段階で何か出来なかったのかとも思います。予防を増やし、支出を減らす努力がいるということがわかりました。
委員	資料を見ると、長期的に考えたほうが良いと思いますが、現状を見ると税額を上げざるを得ないと思います。
委員	現状を見ると引き上げは止むを得ないと思いますが、所得の割合など、方法をよく考えて、できるだけ少ない改定にすべきだと思います。医療機関にかからないような、健康を保つための市民への啓発が重要だと思います。長野県では、栄養指導等により生活習慣病予防の実績が上がった事例も聞いています。先進自治体を習い保健指導により保険負担を少なくすべきであり、そのための取組を進めていただきたいと思います。
会長	各委員の意見をまとめますと、本協議会の保険税に関する方向性としては、引き上げが必要であると考えますがご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。 この委員会の方向性として、保険税の引き上げが必要であるとのご認識

を頂きました。保険税に関しては、多くの被保険者に影響を生じるものであることから、今回の協議会のまとめ、更に議論を深めるため、保険税引上げに関する試算などを事務局に作成していただき、近々に第2回の運営協議会を開催したいと考えます。

そこでは、答申書に税率、税額の具体的な数値を示すことは難しいと思いますので、引き上げに際して考慮すべき事項等、答申書に記載すべき内容をまとめてまいりたいと考えますがいかがでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 それでは、本議案は継続審議といたします。

事務局 次回の協議会につきまして、後日、日程の調整をさせて頂きたいと存じます。

なお、本日の議題に関し改めてご意見、ご質問がありましたら、10月13日（火）までに、電話、メ－ルで結構ですのお寄せいただけると幸いです。次回の資料作成の参考にさせていただきます。

会 長 議題（2）その他で、事務局より何かありますでしょうか。

事務局 ありません。

会 長 ないようですので、これで本日の全ての議事は終了し、本協議会を閉会させていただきます。皆様方のご協力により無事、議事を終えることができました。ありがとうございました。

事務局 お礼のあいさつ。

（閉会15時00分）